



谷口 和弥 議員
(拓政会)



忠類ノウマン公園を訪れた市川選手と大谷選手
(平成28年11月21日)

問

幕別町は合併10周年や開町120年を迎える年である平成28年に、北海道日本ハムファイターズの大谷翔平選手と市川友也選手に幕別町応援大使として就任していただいた。については以下の点を伺う。

(1)幕別町がファイターズ応援大使をもらったことのレガシーは、現在どのような状態になっているか伺う。
(2)応援大使として幕別町をPRし、町の活性化に協力してくれた

問 かつて幕別町応援大使だった大谷翔平選手を応援する取り組みを

答 個人レベルで応援していただくことがふさわしいものと考えている

大谷翔平選手を、町として感謝の意を表し、メジャーリーグでの活躍を応援する取り組みを検討してはどうか。

町長

(1)本町の応援大使制度創設のきっかけになったことで、応援大使が町の知名度向上や魅力発信に効果があると実感し、活躍する本町出身者や町ゆかりの方を委嘱する「幕別町応援大使」を制度化した。

また、ファイターズ後援会が町内に設立し、青少年健全育成の機運が醸成され、さらに、農産物や特産品が応援大使とともに紹介され、販売やふるさと納税が増加。

サイン入りユニホーム等の展示は、現在も町のPRとなっている。

(2)大谷選手が応援大使となったのは北海道日本ハムファイターズの一事業であり、本町の知名度の向上等に貢献していただいたことは感謝の念に堪えないが、同じ「応援大使」という呼称であっても、本町出身のオリンピックとは異なる。本町が大谷選手の出身地なら

ば郷土の誇りとして応援することになるが、幕別町においては、個人レベルで応援していただくことがふさわしいものと考えている。

問 避難行動要支援者が安心して避難できるまちづくりを

答 個別避難計画の作成は喫緊の課題であると認識している

問 頻発する自然災害に対応し、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保および災害対策の実施体制の強化を図ることを趣旨として、令和3年5月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行された。については以下の点について伺う。

(1)幕別町は「災害対策基本法」で努力義務とされた「個別避難計画」を作成するのはいかがでしょうか伺う。
(2)幕別町内の「指定避難所」、特に要配慮者収容可能施設とされる「福祉避難所」に、避難所としてふさわしい条件が備わっているのかどうか伺う(冷暖房設備の有無、除排雪体制や人材の確保など)。
(3)「災害時における要援護者の緊

急受入に関する協定書」を結んでいる施設数を伺う。

町長

(1)個別避難計画の作成は喫緊の課題であると認識している。現在、モデル的に取組を進めている区との協働により、計画作成の具体的手法を構築し、避難行動要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域で介護度の高い方や独居または夫婦二人暮らしの高齢者等を優先に、計画の作成に取り組む。

(2)福祉避難所の設備状況は、多目的トイレやスロープ、暖房設備を備えているが、冷房設備は一部の施設のみであり、室温が過度に上昇すると見込まれる場合は、冷風機や送風機等その他必要備品を協定締結リース会社に要請し、避難所の環境維持に努める。また、除排雪については、町内事業者に依頼し速やかに除排雪を行う体制としている。指定避難所の開設は、災害発生の時間帯や降雪の状況によつてはその対応に時間を要することも想定しなければならず、自主防災組織や地域の共助による避難所運営が重要な役割を果たすものと考えている。

(3)「災害時における要援護者の緊急受入に関する協定」は3つの法人と結んでいる。